

鳥取労働局発表
平成27年4月14日

担	職業安定部職業安定課 職業安定課長 長谷川 和孝 地方労働市場情報官 竹中 將彰
当	電話 0857-29-1707

「平成27年度 鳥取県雇用施策実施方針」を決定

～ 鳥取県との雇用対策協定に基づき施策を展開 ～

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）は、平成27年度 鳥取県雇用施策実施方針を策定しました。

鳥取県雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における雇用施策と鳥取県の雇用施策が、密接な関係のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、鳥取労働局長が鳥取県知事の意見を聞いて当該年度の方針を定めるものです。

鳥取県と鳥取労働局では、平成27年3月11日に「鳥取県雇用対策協定」を締結し、これにより鳥取県の講ずる雇用対策、産業振興策及び福祉・教育施策等と鳥取労働局の講ずる雇用関係施策との密接な連携を実現していくこととしています。

同協定で鳥取県と鳥取労働局が策定することとされている事業計画について、今年度は、この雇用施策実施方針をもって、当該計画と位置づけることといたしました。今後、鳥取労働局と鳥取県との協力のもとに取組を進めてまいります。

本年度の雇用施策実施方針

- 1 雇用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進
- 2 若者の活躍推進・正規雇用の拡大
- 3 女性の活躍推進
- 4 障がい者などの雇用対策の推進
- 5 働き方改革の実現

*詳細については、別添「平成27年度 鳥取県雇用施策実施方針」の計画において取り組む内容のとおりです。